

浄化槽保守点検業者登録の手引き

1 趣旨

山口県浄化槽保守点検業者登録条例（以下「条例」という。）に基づき、山口県の区域（下関市の区域を除く。）内において、浄化槽保守点検業を行おうとする者は、山口県知事の登録を受けることが必要です。

2 登録の申請

浄化槽保守点検業の登録を受けようとする者は、登録の申請が必要です。

(1) 提出書類

ア 浄化槽保守点検業者登録申請書（別記第1号様式）

イ 添付書類

(ア) 誓約書（別紙1）

(イ) 事業所の付近の見取図（別紙2）

(ウ) 浄化槽管理士免状の写し

(エ) 器具明細書（別紙3）

(オ) 個人にあつては、住民票の写し

(カ) 法人にあつては、登記事項証明書

(キ) 確認書（別紙4）

(ク) 浄化槽管理士研修会受講状況表（別紙5）及び研修修了証の写し

(2) 登録の申請書及び添付書類の記載要領等は、別表のとおりです。

3 登録の有効期間等

登録の有効期間は3年となっており、引き続き浄化槽保守点検業を行う場合は、更新の登録申請が必要です。

なお、更新の登録申請手続は、2の「登録の申請」の場合と同じです。

4 登録の実施等

(1) 浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）への登録

(2) 浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）の交付

(3) 浄化槽保守点検業を行おうとする区域の所在する市町へ通知

5 登録の拒否

次のいずれかに該当する場合には、登録が拒否され、登録することができません。

(1) 申請書若しくはその添付書類に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

(2) 浄化槽法又は条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 条例第11条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(4) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが条例第11条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消の日から2年を経過しない者

(5) 条例第11条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に第10条第1項第5号に該当し、第12条第1項の規定に基づきその登録が抹消され、まだその期間が満了しない者

(6) 未成年者（浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は成年被後見人で、その法定代理人が前述(2)～(5)又は後述の(7)のいずれかに該当するもの

(7) 法人で、その役員のうち前述(2)～(5)までのいずれかに該当する者があるもの

- (8) 次に掲げる要件のいずれかを欠く者
 ア 県の区域内に事業所を有すること。
 イ 事業所ごとに浄化槽管理士を置くこと。
 ウ 事業所ごとに条例施行規則第13条に規定する器具を備えること。

6 変更又は廃止等の届出

登録事項の変更や廃止等をしたときは、届出が必要です。

(1) 浄化槽保守点検業者登録事項変更届（第5号様式）

変更があった日から30日以内に、誓約書（別紙1）及び次の書類を添付して提出しなければなりません。

変更事項	添付書類
氏名、名称、住所、法人の代表者	住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）〔コピー可〕
事業所の名称、所在地	事業所の付近の見取図
役員の氏名	登記事項証明書〔コピー可〕
浄化槽保守点検業を行おうとする区域	確認書
浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号	浄化槽管理士免状の写し

(2) 浄化槽保守点検業廃止等届（第9号様式）

廃止等があった場合の届出は、次に掲げる者が行うこととされています。

廃止等の理由	届出者
死亡	相続人
法人の合併による消滅	役員であった者
法人の破産手続開始の決定による解散	破産管財人
法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散	清算人
廃止	本人

7 登録証の書換え交付又は再交付

登録証の記載事項に変更があったときや登録証を破り、汚し、又は失ったときは、次のとおり登録証の書換え交付又は再交付を申請することができます。

(1) 浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書（第6号様式）

添付書類・・・登録証

(2) 浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書（第7号様式）

添付書類・・・登録証（破り、汚したとき）

8 登録証の返納

登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したとき、又は登録が効力を失ったとき（廃止等、取消、有効期限切れ）は、浄化槽保守点検業者登録証返納書（第8号様式）に登録証を添えて返納しなければなりません。

9 登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求

次の手続により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

- (1) 登録簿の謄本の交付
浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書（第4号様式）を提出する。
- (2) 登録簿の閲覧
 - ア 閲覧場所
山口市滝町1-1 県庁環境生活部廃棄物・リサイクル対策課内
 - イ 閲覧手続
備え付けの閲覧簿に住所、氏名等を記入の上、所定の場所で閲覧する。

10 登録の取消し等

次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し又は6月以内の期間を定めて事業の全部又は一部の停止が命ぜられることがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 上記5(2)(4)(6)(7)に該当することとなったとき。
- (3) 上記5(8)に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお上記5(8)に該当するとき。
- (4) 条例第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 登録の取消し又は事業の停止の命令に違反したとき。
- (6) 浄化槽管理士でない者に保守点検を行わせたとき。
- (7) 標識を掲示しなかったとき。
- (8) 帳簿を備えず、記載せず、又は虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

11 業務の実施

浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 保守点検を行うときは、浄化槽管理士に行わせなければならないこと。
- (2) 浄化槽の清掃が必要と認められるときは、浄化槽管理者に通知すること。
- (3) 浄化槽清掃業者と密接な連絡をとること。
- (4) 事業所に置く浄化槽管理士に対し、研修の機会を確保すること。
- (5) 事業所ごとに浄化槽保守点検業者標識（第10号様式）を掲示すること。
- (6) 事業所ごとに次の事項を記載した帳簿を備え付け、次の事項を記載し、3年間保存すること。
 - ア 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - イ 浄化槽の設置場所
 - ウ 浄化槽の規模及び処理方式
 - エ 浄化槽の保守点検を行った年月日及びその結果の概要
 - オ 浄化槽の保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

12 登録の申請等の手数料

次に掲げる申請等をしようとする場合は、それぞれに掲げる金額の山口県収入証紙を申請書等の所定の欄に貼付けてください。

浄化槽保守点検業者の登録申請	1件につき	32,770円
浄化槽保守点検業者の更新の登録申請	〃	27,320円
登録証の書換え交付申請	〃	1,780円
登録証の再交付申請	〃	2,340円
登録簿の謄本の交付	用紙1枚につき	340円

13 書類の提出先及び提出部数

登録の申請等の書類の提出先及び提出部数は、次のとおりです。

提出先：主たる事務所の所在地を管轄する健康福祉センター（環境保健所）
 （下関市にのみ事業所が所在する場合は、主たる「浄化槽保守点検業を行おうとする区域」を管轄する健康福祉センター）

提出部数：正副各1部

別表

1 浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書記載要領

記載事項	記載要領
申請者住所及び氏名	申請者が個人にあっては、その住所及び氏名、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
事業所の名称及び所在地	事業所ごとにその名称及び所在地を記入すること。
浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号	事業所ごとに所属する全員の浄化槽管理士の氏名及びその浄化槽管理士免状の交付番号を記入すること。事業所ごとに少なくとも1人は、専任の浄化槽管理士を置くこと。
役員の名	法人の場合のみ、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名を記入すること。
浄化槽保守点検業を行おうとする区域	市町、町又は字の区域等の浄化槽保守点検業を行おうとする区域の名称を記入すること。 記載欄に記載しきれない場合は、別紙を添付してもよい。 <記載例> 〇〇市 〇〇市△△町 〇〇市大字△△ 〇〇市のうち□□町を除く区域
登録年月日及び登録番号	更新の登録申請の場合のみ記入すること。

2 登録申請に係る添付書類の記載要領

添付書類	記載要領
誓約書（別紙1）	申請者自身の自己申告によること。
事業所の付近の見取図（別紙2）	事業所の位置、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
浄化槽管理士免状の写し	申請書に記載した浄化槽管理士全員の浄化槽管理士免状の写しを添付すること。
器具明細書（別紙3）	器具の種類、型式及び数量を事業所ごとに記入すること。
住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書	申請者が個人にあっては、住民票の写し、法人にあっては、登記事項証明書を添付すること。〔コピー可〕
確認書（別紙4）	浄化槽保守点検業を行おうとする区域ごとに連絡をとっている浄化槽の清掃に関する団体等の確認書を添付すること。
浄化槽管理士研修会受講状況表（別紙5）及び研修修了証の写し	事業所に置く全ての浄化槽管理士について、浄化槽管理士研修会受講状況表及び研修修了証の写しを添付すること。